

## 第5章 プランの推進体制

### 1 プラン推進の基本方針

- 北多摩南部地域保健医療推進プランは、健康づくりから、疾病の予防及び治療、リハビリテーションや在宅での療養に至るまで、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、保健医療体制を構築し、保健・医療・福祉の連携を図るための基本的な指針となるものです。
- プランを着実に推進するためには、住民、行政機関、医療機関をはじめ様々な関係機関・団体等の理解と協力のもと、それぞれの分野で取組を進めるとともに、相互に連携を図ることが必要です。

### 2 プラン推進における多様な推進主体

#### (1) 住民

- 住民は、生涯を通じて様々な保健医療福祉サービスの受け手となります。一人ひとりが、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、自らの健康に自覚と責任を持ち、健康づくりや疾病・介護予防に努め、限りあるサービスを適切に選択し、利用することが大切です。
- また、今後少子高齢化が進む中で、子育てや地域包括ケアシステムにおける地域の支え手として、また、災害発生時において、自助・互助の精神のもと、自ら考え、行動することが重要です。
- 一人ひとりが信頼性の高いインターネットサイトなどを始めとする様々なツールを活用し、必要な情報を探し、選択することが求められています。
- 住民一人ひとりが、主役であるという自覚を持ち、保健や医療サービスに対して主体的かつ積極的に関わる必要があります。

#### (2) 市

- 市は、住民の健康や暮らしを支える基礎的自治体として、妊娠期の支援から、子供、成人、高齢者などライフステージに応じた、健康づくりや地域包括ケアシステムの構築に至るまで、保健・医療・福祉の様々なサービスの提供を推進しています。
- 時代の流れとともに常に変化するニーズに柔軟に対応しながら、その役割はますます重要なものとなっています。

#### (3) 保健所

- 多摩府中保健所は、北多摩南部保健医療圏を所管する広域的・専門的な行政機関として、圏域内の保健医療体制の構築や、保健医療サービスの提供、圏域各市の取組への支援等を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症への対応では、発生当初、相談や受診調整等多くの業務が保健所に集中しました。これに対し、保健所では、相談対応や入院調整などの業務委託化や会計年度任用職員等の活用による体制強化、各種情報システムやデジタル機器の導入による業務効率化とともに、自宅療養者の健康観察等においては、管内の各市や医療機関等と連携して取り組んできました。

- 今回の新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見を踏まえ、今後の新興感染症や大規模災害等の健康危機に対応するためには、地域における健康危機管理の拠点として、危機発生時の対応能力の強化を図るとともに、日頃から市、関係機関・団体との緊密な連携体制を構築していくことが必要です。

#### (4) 関係機関

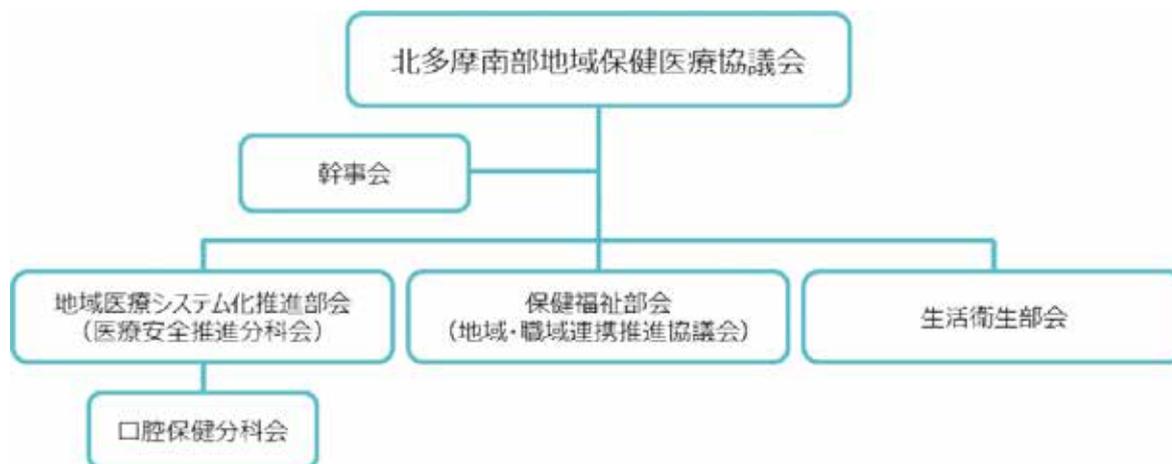
- 診療所、病院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービスなどの医療・介護提供施設は、地域住民が安心して診療やサービスを受けられるよう、良質な医療及びサービスの提供を行います。
- また、東京都地域医療構想を実現するため、各医療機関が役割に応じて果たすべき医療機能を十分に発揮できるよう、医療機関・行政等との連携を推進します。
- 食品事業者や、環境衛生施設の運営など、保健医療福祉分野に関連の深い各事業者は、住民が豊かな暮らしを送るための担い手として、安心安全なサービスの提供に努めます。

### 3 プランの進行管理・評価

#### (1) 地域保健医療協議会

- 地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）とは、地域特性等を踏まえた総合的な保健医療施策を計画的に推進し、多摩・島しょ地域における保健衛生の向上と、健康で安全な地域づくりを図るため、多摩・島しょ地域の二次保健医療圏ごとに設置するものです。北多摩南部保健医療圏の協議会の名称は、「北多摩南部地域保健医療協議会」です。
- 協議会では、①地域保健医療対策の総合的な推進に関する事項、②地域保健医療推進プランの策定、推進及び評価に関する事項、③保健・医療・福祉の連携に関する事項、④保健所の運営に関する事項、⑤その他保健医療対策の充実に関し必要な事項について協議することとしています。
- 委員は、保健医療関係機関・団体の代表、福祉関係機関・団体の代表、保健医療を受ける立場の者、学識経験等を有する者、市町村代表等のうちから保健医療局長が委嘱し、又は任命しています。
- プランの推進にあたっては、協議会を構成する委員がそれぞれの役割に応じて連携・協働し取り組みます。
- 北多摩南部地域保健医療協議会は、北多摩南部保健医療圏の地域特性を踏まえた総合的な保健医療施策について専門的な事項を検討するため、「地域医療システム化推進部会」、「保健福祉部会」、「生活衛生部会」の3部会を、また、協議会の機能を補佐するため「幹事会」を設置しています。

【会議体系図】



【部会の検討事項】

部 会 名	検 討 事 項
地域医療システム化推進部会	地域の保健医療提供体制のあり方等に関する専門的事項
保健福祉部会	保健福祉サービスの提供等に関する専門的事項
生活衛生部会	環境衛生、食品衛生対策等に関する専門的事項

(2) プランの進行管理・評価

- 協議会は、プランの各推進主体とともにこのプランを総合的に推進していきます。
- プランで掲げた各分野の取組・指標について、定期的に進捗状況を把握しながら、中間年度及び最終年度にその達成状況を評価します。評価の過程で抽出された課題については、その取組方針について検討を行い、次の取組につなげます。
- このように、プラン策定後も継続的に見直しを行いながら、進行管理を行っていきます。